

## **所得税法施行令**

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第二百七十七条 法第七十八条第二項第三号(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人

一の二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項(定義)に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで(業務の範囲)に掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第四条第一号(公共的な施設の範囲)に掲げる介護老人保健施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。)を主たる目的とするもの

二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社

三 公益社団法人及び公益財団法人

四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人で学校(学校教育法第一条(定義)に規定する学校をいう。以下この号において同じ。)の設置若しくは学校及び専修学校(学校教育法第二百二十四条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)若しくは各種学校(学校教育法第一百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項(私立専修学校等)の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五 社会福祉法人

六 更生保護法人

## **法人税法施行令**

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第七十七条 法第三十七条第四項(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項(定義)に規定する独立行政法人

一の二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項(定義)に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで(業務の範囲)に掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百

八十六号) 第四条第一号 ( 公共的な施設の範囲 ) に掲げる介護老人保健施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。) を主たる目的とするもの

二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社

三 公益社団法人及び公益財団法人

四 私立学校法第三条 ( 定義 ) に規定する学校法人で学校 ( 学校教育法第一条 ( 定義 ) に規定する学校をいう。以下この号において同じ。 ) の設置若しくは学校及び専修学校 ( 学校教育法第二百二十四条 ( 専修学校 ) に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。 ) 若しくは各種学校 ( 学校教育法第一百三十四条第一項 ( 各種学校 ) に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。 ) の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項 ( 私立専修学校等 ) の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五 社会福祉法第二十二条 ( 定義 ) に規定する社会福祉法人

六 更生保護事業法第二条第六項 ( 定義 ) に規定する更生保護法人